

東京圏から 富山市に移住された皆様へ

富山市では、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 ※一部エリア除く）から移住された方に移住支援金を交付しています。

交付要件

5年以上

- ・東京23区に在住 または
- ・東京圏から東京23区に通勤 していた方

交付金額

- ・世帯で移住：100万円
(18歳未満の子ども1人につき100万円加算)
- ・単身で移住： 60万円

支援金の対象になるには「移住元」「職業」などの要件があります。詳細は裏面をご確認ください。

申請前に必ず企画調整課(市役所東館5階)にご相談ください！

TEL : 076-443-2277

E-mail : kikakutyosei-01@city.toyama.lg.jp

◆対象者の主な要件 次の移住元要件と職業要件の両方を満たすこと

【移住元要件】

富山市に住民票を異動する直前の 10 年間のうち通算 5 年以上 かつ 直前の 1 年以上

(a) 東京 23 区内に在住していた

または

(b) 東京圏から東京 23 区内に通勤していた

※東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県（過疎地域等条件不利地域を除く）

【職業要件】 下記のいずれかに該当すること

※就業の場合、親族企業への就業や短時間の有期雇用契約による就業、転勤等を除く

- ・ 支援金対象法人に就業（県が実施する「就活ラインとやま」経由など）
 - ・ プロフェッショナル人材事業等を利用して就業（内閣府が実施）
 - ・ テレワークで移住前の業務を引き続き実施（転勤等を除く）
 - ・ 起業支援金の交付決定を受けた（県が実施する「起業なら富山！創業・移住支援事業」）
 - ・ 《富山市独自要件！》関係人口（下記参照）の要件を満たした上で
 - (a) 勤務地が富山市内の企業に就業
- または
- (b) 移住後 1 年以内に富山市内で起業し従業員を雇用した
- または
- (c) 富山市内で販売を目的とした農林水産業をはじめた

《富山市の関係人口の定義》

富山市に住民票を移す前に富山市内に 1 年以上住宅を所有している者、又は 1 年以上賃貸住宅を借りている者（配偶者名義でも可）

【申請受付期間】

富山市に住民票を異動してから 1 年以内

※起業支援金の交付決定を受けた方は、決定後 1 年以内または上記のいずれか早い日まで

※本年度中に交付を希望する方は、2 月 15 日まで



👉移住支援金の詳細はこちら

「富山市 移住支援金」で検索！

【併用可能な市補助制度】

富山市のまちなかや公共交通沿線居住推進補助対象地区に一定水準以上の住宅を取得する場合、別途補助金の対象となる場合があります **最大50万円！**

※ 詳細は「富山市 住宅取得支援」で検索

担当課：居住政策課（076-443-2112）